

香港における逮捕前強制捜査の比較法的検討

Sunny Cheung Man Kwan

序論

I 香港における逮捕前強制捜査手続

1. 停止・抑留

A コモン・ローによる停止・抑留

B 条例による停止・抑留

(1) 捜索を前提とする停止・抑留

(ア) 合理的な嫌疑が必要とする条例

(イ) 疑う理由を有することを必要とする条例

(ウ) 合理的な確信を必要とする条例

(2) 捜索を前提としない停止・抑留

2. 職務質問・コンピュータ検索

3. 建物外での捜索

A コモン・ローに基づく捜索

B 条例に基づく捜索

4. 建物に対する捜索

A 無令状による建物の捜索

(1) コモン・ローにおける無令状による建物捜索

(2) 条例における無令状による建物捜索

B 令状による建物の捜索

II 英国との比較

1. 停止・抑留・捜索

2. 建物外の捜索

3. 身体捜索

4. 捜索後の記録化

5. 建物内の捜索

むすびにかえて

序 論

1997年以前の香港は、英国の植民地（British Crown Colony）であったため、開封勅許状（Letters Patent）第9条によって、最終的な立法権が英国にあると規定されていた。また、英国法律香港適用条例（英国法律香港應用条例 Application of English Law Ordinance）により、コモン・ローおよび衡平法（rules of equity）が、香港の社会に適用されていた。すなわち、1997年まで香港の重要な法律は英国政府によって作られたものがほとんどであり、また、英国裁判所の判決のほとんどが香港に適用されていた。香港の中国返還直後、中国政府によって開封勅許状および英国法律香港適用条例は廃止されたが、香港基本法第8条¹により、従来の香港の法律、すなわち、これまで香港において効力を有してきたコモン・ロー、衡平法、条例（ordinances）、付属立法（subordinate legislation）の維持が保障されている。以上のように、香港の司法制度や法律は、150年間の植民地の歴史と共に、英国司法制度の影響を受けながら成長し、現在に至っている²。

警察の制度、警察の権限およびその役割も、英国の警察をモデルとしている。香港の警察組織については、既に別稿において検討した³。

香港刑事司法制度における香港警察は実務上、香港警察の重要な業務のひとつとして、従来の英国警察と同様に、刑事犯罪の被疑者に対する訴追・不訴追の業務を行っている。香港では、高等裁判所管轄の犯罪を除いて、犯罪に対するほとんどの刑事訴追・不訴追の権限は法務総長（律政司・Secretary for Justice）から警察に委ねられている。そのため、逮捕された被疑者のほとんどの刑事訴追・不訴追に関する裁量権限は警察にある。いわゆる警察訴追である。これに対して英国でも、従来は、①死刑罪、②政治犯罪、③特別に重要かつ公訴官の関与が不可欠な事件、の三つの事件を除き、刑事事件のほとんどの訴追・不訴追の裁量権は、各警察隊（Police Force）がそれぞれ有していた。

さらに、香港警察の非公開の内部規範である実務規範の内容についても、英国警察の実務規範を参照して作られたものである。すなわち、もし英国の警察隊が、新たに実務規範の規則を追加、もしくは削除した場合は、香港警察隊もそれを参照し、必要があれば、実務規範に英国のそれをそのまま参考することが通常であった。

しかし、このように香港の刑事司法が英国のそれと事実上ほとんど同一であることは、1984年頃からそうはいえなくなってきた。すなわち、英国では、1984年警察および刑事証拠法（The Police and Criminal Evidence Act 1984）（以下 PACE Act 1984と表記）、1985年犯罪訴追法（Prosecution of Offence Act 1985）の制定により、1986年から英国の刑事司法制度が新たにスタートした。PACE Act 1984は、警察権限に関する法律であり、従来統一されていなかった英国の各警察隊の権限を統一し、従来内部規範であった実務規範を成文化したものである。そして、1985年犯罪訴追法は、捜査の権限と訴追の権限が従来警察という同一機関に属していたのを別々の機関に分離するために作られた法

律である。

英国の刑事司法制度に原則として倣っていた香港において、1986年1月1日に英国で PACE Act 1984および1985年犯罪訴追法が正式に執行されたことは、香港法律改革委員会 (The Law Reform Commission of Hong Kong) が注目するところとなった。そこで、同委員会は、制定法の問題を審査するために、1986年4月に、逮捕・勾留を行う警察の権限と、逮捕および勾留された市民の権利・義務を研究することを目的とし、ファード裁判官 (Mr. Justice Fuad) を委員長とした小委員会 (Sub-committee) (以下ファード小委員会と表記) を設立した。しかし、当時適用されていた警察権限に関する法律の改正を検討することは、ファード小委員会の責任および権限の範囲ではなかった。そのため、この小委員会は、「警察権限に関する法律構造が充分ではないという報告を提出したところで無意味である」という結論を下した。そこで、司法長官 (Attorney General) および大法官 (Chief Justice) は、1988年11月28日に法律改革委員会委員に対して、全面的に警察権限およびその他の法執行機関の権限について再検討するよう付託した⁴。これを受けて、1988年12月に香港法律改革委員会は、警察権限に関するより幅広い問題および英国の PACE Act 1984を香港に導入することが可能かどうかについて検討するため、当時の香港上訴裁判所大法官ペンリントン (Mr. Justice Penlington) を委員長とする小委員会を設立した (以下ペンリントン小委員会と表記)。約3年間の調査研究の後、ペンリントン小委員会は1992年3月に研究報告書を法律改革委員会に提出した。この報告書は、香港の各法執行機関 (警察隊、税関局、出入国管理局、消防局、独立汚職調査委員会) にはそれぞれ明文の条例のみならず各機関に各自の内部実務規範が存在し、しかもこれらの実務規範は内部機密となっていることを指摘した。そして、これらの実務規範を運用しやすいよう明確にし、一部の法執行機関 (独立汚職調査委員会を指す) を除く各機関における実務規範を統一する必要があると勧告した。

法律改革委員会は同年4月から6月までの間にペンリントン小委員会報告書を検討し、1992年8月にペンリントン小委員会報告書を法律改革委員会の報告書として香港政府に提出した⁵。しかし、同報告書は政府に提出されてから10年目の今日、未だに香港特別行政区政府によって検討されていない。その理由には、以下の4つがあろう。まず第1に香港では、複数の警察隊は存在していないため、警察の捜査基準については一貫性が保たれている。第2に、今まで警察による捜査、訴追の際に英国のような重大な冤罪事件は顕在化していない。第3に、香港警察および香港政府は警察行為に対する警察内部の調査部門が充実していると考えている。第4に、捜査の必要のためである。すなわち、警察の内部実務規範の明確化により、警察の犯罪捜査、特に組織犯罪、反政府団体・組織に対する捜査が困難になることを防ぐためである。特に中華人民共和国に返還後の今日、警察内部情報を英国のように明確化し、公開するのはますます不可能であろう。したがって、現在香港の刑事司法における香港警察の権限や、警察の役割などは、1986年以前の英国のシステムのままである。そのため、警察の権限・役割は現在、英国の刑事司法下の警察権限・役割と若干異なる

ことになっている。特にその違いは、第1に香港におけるほとんどの刑事訴追・不訴追の裁量権限は警察が有していること、第2に実務規範が成文化化されていないことである。なお、現在香港警察の実務規範というものは以下の、①警察一般指令 (Police General Orders) (通称 PGO)、②警察隊手続マニュアル (Force Procedure Manual) (通称 FPM)、③警察マニュアル (Police Manual) (通称 PM) および④尋問規則 (1992 Rules and Directions for the Questioning of Suspects and the Taking of Statement) の4種類がある。これらの実務規範は、④の尋問規則以外すべて外部には公表されていない。しかし、香港警察の権限およびその役割を理解するためには、コモン・ロー、成文法のみならず執行マニュアルである内部実務規範についても検討することが不可欠であるので、本稿においてはそれらも検討する。

なお、従来の英国警察の権限については、日本において、これまでもいくつかの興味深い研究がある。しかし、これらの研究は、PACE Act 1984自体の研究を中心に進められており、PACE Act 1984以外の諸法律やコモン・ローに基づく実際の警察実務についての検討はそれほど詳しくはないと思われる。そこで、本稿では、英国と香港の刑事司法における警察権限を比較することにより、PACE Act 1984を模範にしようとする香港の警察権限における改革の動きを明らかにしようとするものである。もともと、紙幅の都合により、本稿の考察の対象は逮捕前の捜査に限定する⁶。

1 香港における逮捕前強制捜査手続

強制捜査は、人を強制的に停止 (Stop)・抑留 (Detain)、職務質問 (Power to Question)、コンピュータ検索 (Computer Search)、捜索 (Search) することから始まることが多い。そして、香港の警察は、階級を問わず、非常に広い範囲のそれらの強制捜査権を有している。それらの権限を与えているのは、コモン・ローと、①警察隊条例 (Police Force Ordinance)、②銃砲および弾薬条例 (Firearms and Ammunition Ordinance)、③危険薬物条例 (Dangerous Drugs Ordinance)、④公安条例 (Public Order Ordinance)、⑤道路交通条例 (Road Traffic Ordinance)、⑥出入国管理条例 (Immigration Ordinance) の6つの条例および4つの内部実務規範である。

以下では、上記の各段階をその法的根拠と関連づけながら検討する。

(表1)

	コモン・ロー	警察隊条例+内部実務規範			公安条例+内部実務規範		危険薬物条例+内部実務規範	銃砲および弾薬条例+内部実務規範		道路交通条例+内部実務規範		出入国管理条例+内部実務規範
		第54条(1)	第54条(2)	第55条	第33条	第49条	第52条(1)	第41条	第42条	第43条(1)(a)	第60条	第17C条(2)
停止	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
抑留	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
職務質問	不可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
コンピュータ検索	不可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
捜索	原則として不可	可	可	可	可	不可	可	可	可	不可	不可	不可

1. 停止・抑留

A コモン・ローによる停止・抑留

コモン・ローにおいては、警察の一般権限の中に、市民を一時停止させ、抑留する権限は存在しない⁷。すべての停止、抑留は必ず合法的な逮捕を前提としなければならないからである⁸。しかし、公共の秩序が破壊されることを防止するための抑留は例外である。たとえば、1982年英国貴族院上告委員会（House of Lords）の Albert v Lavin 事件⁹判決は、非番中の警察官が、バスを待っている人の列に割り込もうとした者を抑留した行為について合法かどうか争われたものである。英国貴族院上告委員会は、この抑留行為が合法であると判断し、被告人の列に割り込もうとする行為は、社会秩序を破壊（Breach of the Peace）する行為であり、このような行為に対して、すべての市民はこの破壊を止める権利を有すると判示した。しかし、実務においては、警察によるこのコモン・ローに基づく停止・抑留の権限行使はほとんど行われていない。コモン・ローに詳しい警察官が少ないためである。

B 条例による停止・抑留

(1) 搜索を前提とする停止・抑留

搜索を前提とする停止・抑留の条例には、(i) 警察隊条例第54(2)¹⁰、55条¹¹規定による犯罪の抑留、または盗品や違法物品の発見、(ii) 銃砲および弾薬条例第41¹²、42条¹³規定による拳銃、弾薬の発見、(iii) 危険薬物条例第52条(1)¹⁴規定の危険薬物の発見、(iv) 公安条例第33条¹⁵規定による攻撃性のある武器の発見、の4つがある。これらの条例は、主に搜索を前提とする条例であるので、停止・抑留を行うために、必要とする要件が厳格に要求されている。必要とされている要件は、次の(ア)「合理的な嫌疑」が必要であるとする条例、(イ)疑う理由を有することを必要とする条例、および(ウ)「合理的な確信」を必要とする条例の3つに類型化することができる。

(ア) 「合理的な嫌疑」が必要であるとする条例

まず、「合理的な嫌疑」が必要であるとする条例がある。すなわち、(i) 警察隊条例第54(2)、55条、および(ii) 銃砲および弾薬条例第41、42条である。

第1に、(i) 警察隊条例第54条(2)と55条の定める搜索を前提とする停止・抑留の権限の要件について検討する。54条(2)の規定により、警察官は、あらゆる街道、公共の場所において、犯罪がまきに行なわれようとすることを、もしくは、犯罪の意図があることを、合理的な嫌疑を持って発見した場合に、その者を停止させ、身分証明書の提示をさせ、その証明書を確認することが可能である。その際、その者に対する職務質問に加え、身体搜索をすることも可能である。また、55条により、警察官は、合理的な嫌疑があれば、すべての船舶もしくは車、馬車あるいはその他の動物による乗物に対して、盗品もしくは非合法物品の発見、および盗品もしくは非合法物品の輸送行為の発見および検挙のために、それらを停止させ、抑留し、搜索することができる。つまり、54条(2)および55条は、警察官は「合理的な嫌疑」があれば、人、または船舶、車、馬車などに対して停止、抑

留させた上で、捜索を行うことができる。

第2に、(ii) 銃砲および弾薬条例においては、第41条および42条が捜索を前提とする停止・抑留の要件を規定している。まず、41条により、警察官は拳銃および弾薬を発見するため、合理的な嫌疑があれば、何人に対しても停止、抑留させた上で、捜索を行うことができる。また、第42条により、拳銃および弾薬を発見するため、合理的な嫌疑があれば、警察官は、車両を停止、抑留させ、捜索を行うこともできる。このように、銃砲および弾薬条例における警察の停止、抑留、捜索権の行使は、警察隊条例と同様に「合理的な嫌疑」を必要としているが、銃砲および弾薬条例は権限行使できる範囲につき、拳銃もしくは弾薬の発見を前提としなければならないとして限定を加えている。これに対して、警察隊条例は「合理的な嫌疑」さえあれば、比較的広い範囲の停止、抑留、捜索権を警察に付与している。

「合理的な嫌疑」という具体的な判断基準について、警察隊条例、銃砲および弾薬条例を含め、成文法上明確な規定は存在していない。しかし、内部実務規範のひとつである警察マニュアル (PM) 第7条の6¹⁶は、警察官が「合理的な嫌疑」を判断する際に、まず、警察官個人の連想および偏見を排除したうえで行わなければならないと規定している。すなわち「合理的な嫌疑」の判断基準は客観的でなければならない。同警察マニュアル (PM) 第7条の6は、「合理的な嫌疑」についての具体的な説明はしていないが、警察官の実務において「合理的な嫌疑」の判断をやすくするために、次の5つの例を挙げ、これらの場合には「合理的な嫌疑」があるとしている。

- (a) 夜、警察官がある叫び声を聞いた後、ある人が別の人に追われているように走り去って行くことを目撃した場合。
- (b) みすぼらしい服装をしている若者が、高価な機器を運びながら、追跡されているか否かを確認するかのよう、時折後方を見ながら足早に去って行くのを警察官が目撃した場合。
- (c) 誠実そうな男性が、警察官に、ある別の男性を指差して、彼がちょうど犯罪を犯したところであると云った場合。
- (d) 夜、高級住宅地域で、2人の男性が、包装されていない高級な家庭用品を自動車に運び、発見されることを心配しているかのように、警戒して周りを見ていることを警察官が目撃した場合。
- (e) 若者が、警察官を見た瞬間、突然向きを変えて、走り出し、そして、青年が彼の後にいる警察官のことを恐れるかのように時折見ながら足早に去って行く場合。

このように警察隊条例および警察マニュアル (PM) は、警察がこれらの権限を行使する際に、客観性のある「合理的な嫌疑」が必要であることを警察に指示している。

(イ) 疑う理由を有することを必要とする条例

次に、「合理的な嫌疑」の必要はないが「疑う理由 (Reason to Suspect)」を有することを必要とする条例がある。すなわち、(iii) 危険薬物条例第52条(1)である。

危険薬物条例第52条(1)により、以下の停止および捜索権が警察に与えられている。すなわち警察

は、(a)香港境内にあるあらゆる船舶、航空機（戦艦および軍事輸送機を除く）、車両および電車に対して、本条例に規定されている危険な薬物を発見するために、疑う理由があれば、すべての船舶、航空機、車両および電車を停止させ、捜索することができる。また、(b)香港境内に入国した人および出国しようとしている人に対しても、(a)と同様の権限を行使することができる。本条の規定によれば、「合理的な嫌疑」は要しないが、「疑う理由」が必要であるとしているのである。「合理的な嫌疑」と「疑う理由」の区別の方法については、条例や内部実務規範において特に説明されていないが、警察の訓練課程の中で、一般的に教えられている「疑う理由」は、警察官の観察、または警察官の経験によるものである。すなわち、警察官の観察力、または経験の差によって、「疑う理由」を生じるかどうか異なる。また、観察力と経験は主観的なものであるから、「疑う理由」の要件は「合理的な嫌疑」の要求している客観性の要件よりも緩やかである。

(ウ) 合理的な確信を必要とする条例

「合理的な確信 (Reasonable Believes)」を必要とする条例がある。すなわち、(iv) 公安条例第33条である。

公安条例第33条により、警察は「合理的な確信」があれば、以下の場合、人を停止させ、捜索を行うことができる。警察は、①合法的な権限を有しないのに攻撃性のある武器を所持する人を発見するために、②攻撃性のある武器を所持しているかどうかを確認するために、あらゆる公共の場所で何人をも停止させ、捜索することができる。すなわち、警察官は、攻撃性のある武器を発見するために、何人に対しても停止および捜索権限を行使することができる。本条例における権限行使の根拠として「攻撃性のある武器の発見および確認」を前提としなければならない。また、公安条例の規定では、「攻撃性のある武器」についての定義が拳銃のみではないため、前述した銃砲および弾薬条例における「拳銃および弾薬の発見」の基準よりも武器の捜査に対する広い範囲の捜索権限が警察に付与されている。公安条例によって付与された権限を行使する要件として、「合理的な確信」が必要とされているのである。「合理的な確信」について、警察の訓練課程においては、「合理的な確信」とは、当該警察官の内心的なものであると解されているので、事実上、「疑う理由」と同じものであるといえる。

(2) 捜索を前提としない停止・抑留

捜索を前提としない条例には、(i) 警察隊条例第54条(1)¹⁷、(ii) 公安条例第49条¹⁸、(iii) 道路交通条例第43条(1)(a)¹⁹、第60条²⁰、(iv) 出入国管理条例第17C条(2)²¹がある。

まず、(i) 警察隊条例第54条(1)の規定により、「警察が街道、公共の場所、船舶、車、または飛行機内において、疑わしき拳動をする者を発見した場合は、その者を停止、抑留させ、職務質問し、身分証明書の提示をさせることができる。さらに、警察は、彼(彼女)にとって危険なものを確認する必要があると考えるとき、その者に対して捜索を行うことが許される。」と規定している。「必要があると考えるとき」とは、被停止者が警察にとって危険を与えるものを所持している

かどうかを確認しなければならないと当該警察官が考えた場合のみである。そのため、実務上では、警察が捜索の必要性があると最初から考えた場合、警察は本条を運用せず、直接警察隊条例第54条(2)を運用することが通常である。すなわち、警察が、第54条(1)による疑わしき拳動をする者に対する捜索を行うのは実務上ではまれである。また、本条における権限の行使要件については、明文化されていない。しかし、1980年香港上訴裁判所(The Court of Appeal)における Attorney General v Kong Chung-shing 事件²²判決により、上訴裁判所は被疑者の拳動が「疑わしき拳動」かどうかの判断は警察官の主観的(Subjective)な判断でよいと判示した。したがって、本条の運用上では、疑わしき拳動をする者に対する停止、抑留の判断は、当該警察官の主観的な判断に委ねられている。しかし、警察は、人を停止させ、一時的に抑留するときに、警察官は自らの権限行使の理由について必ず市民に説明しなければならない。また、私服警察官は、停止、抑留、捜索などの権限を行使する際に、警察身分証明書を被停止者に提示しなければならない²³。

次に、(ii) 公安条例第49条により、警察は犯罪防止あるいは犯罪捜査のため合理的な確信があれば、警察が何人に対しても、停止させ、抑留した上で、氏名、住所および所持する身分証明書を提示させることができる。しかし、捜索することはできない。市民がこの停止権に従わなければ、犯罪行為とみなされる。

(iii) 道路交通条例第43条(1)(a)により、警察は、無条件で道路上の自動車を停止させ、運転者に対して、免許証の提示をさせることができる。しかし、運転者に対する捜索を行うことはできない。また、第60条により、制服を着ている警察官が、道路上で自動車を運転している者、または、自転車、三輪車などを運転している者に対して、停止させる権限はあるが、43条(1)(a)と同様に運転者に対する捜索を行うことはできない。なお、運転者が警察官による同法第43条(1)(a)および第60条の停止命令に従わなかった場合、犯罪行為とみなされる。

そして、(iv) 出入国管理条例第17C条(2)により、警察は密入国者、または不法滞在者を発見するために、市民を停止させ、抑留した上で、身分証明書の提示をさせることができるが、捜索を行うことはできない。したがって、警察は密入国者や不法滞在者を発見する必要があるれば、無条件で市民を停止させ、抑留することができる。

以上のように、これらの条例による停止・抑留の権限は、「合理的な嫌疑」や「疑う理由」などの要件を必要としないため、警察の権限行使がBの(1)と比べ、比較的運用しやすいが、被停止者に対して、捜索(警察条例第54条(1)を除き)を行うことはできない。

2. 職務質問・コンピュータ検索

警察が上記している6つの条例によって、被疑者を停止させ、抑留する際に、警察は被疑者に対して職務質問(Power to Question)を加えることができる。職務質問に関する警察の権限は警察隊条例第54条(1)および尋問規則によるものがある。しかし、警察隊条例第54条(1)は、具体的に職務質

間に関することが明記されていないので、ここでは、尋問規則における職務質問に関するものを紹介する。

尋問規則第1条²⁴規定によれば、警察は、犯罪捜査または犯罪発見のため、何人をも職務質問する権限を有している。すなわち、その他の条例に警察の職務質問に関する規定がない場合、警察は、条例と尋問規則を合わせて用い、停止、抑留の際に職務質問を行うことができる。職務質問する警察官は、合理的な嫌疑をもって質問される人が既にある犯罪を犯したと確信した場合、質問する前に、直ちに次の警告を発しなければならない。「あなたの任意によるものを除き、何も話さない権利がある。しかし、あなたがこれから話すことは全部記録され、証拠となるかもしれない²⁵」。この警告の目的は、①被疑者に対して訴追される可能性があることを知らせること、②被疑者に対して黙秘権があることを告知すること、③被疑者の供述は強制されたものではないことを裁判官に証明することができることである。

警察の職務質問権限は、本来裁判官規則 (Judges' Rules) によって警察に与えられていたが、英国の PACE Act 1984 制定の影響により廃止され、尋問規則が裁判官規則に代わって1992年より執行された。尋問規則は成文法ではなく、1992年10月1日香港保安長官 (Secretary of Security) から発せられた指令である。この尋問規則は、香港警察隊に適用されるのみならず、税関局、出入国管理局、汚職調査委員会にも適用される。尋問規則の目的は、被疑者の権限、捜査の公正性・公平性を保障するものであり、よって警察が職務質問を含めて被疑者あるいは被告人に対して尋問する際に、尋問規則の規定に違反した場合は、被疑者あるいは被告人の供述は証拠能力が認められないことになる。

また、香港警察は、停止、抑留、職務質問、または捜索の際に、市民に対して身分証明書の提示をさせた場合、その身分証明書が偽造されたものかどうか、あるいはその身分証明書を所持している人物と一致するか否か、または所持者の犯罪歴などを確認するために、EPONICS (Enhance Police Operational Nominal Index Computer System 警察隊氏名検索コンピュータシステム) と ROPS (Registration of Person System 住民登録検索システム) の2つのコンピュータ検索システムを利用することができる²⁶。EPONICS とは、①身分証明書の所持人の刑事犯罪記録、②所持人が指名手配されているかどうか、③行方不明となった人物かどうか、④暴力傾向のある人物かどうか、を調べることができるシステムである。これに対して ROPS は、身分証明書の所持人の出入国記録のみを調べるシステムである。なお、市民に対する停止、抑留をできる期間は、成文法上の規定はないが、警察マニュアル (PM) 第44-04(2)²⁷によれば、市民を停止させる期間は EPONICS および ROPS システムの検索期間を含んだ時間を越えてはならない。実際の検索期間は、コンピュータコントロールセンターの混雑状況によるが、通常の場合は、EPONICS の検索期間は約2、3分弱、ROPS は約5分弱である。

3. 建物外での捜索

A コモン・ローに基づく捜索

コモン・ローにおける捜索権について、1981年英国高等裁判所女王座法廷（High Court, Queen's Division）における *Lindley v Rutter* 事件判決²⁸によれば、原則として被疑者を逮捕しなければ、被疑者に対して捜索する権限はない。しかし、例外的に次の条件を満たせば、逮捕以前の捜索が許される。①合理的な根拠をもって被疑者が他人もしくは被疑者自身に障害を与える武器を所持していると警察が考える場合、②合理的な根拠をもって被疑者が逃走するための武器を所持していると警察が考える場合、③合理的な根拠をもって被疑者が犯罪の証拠を所持していると警察が考える場合、である。しかし、実務上では、警察は、ほとんどこのコモン・ローによる捜索権限の行使を用いず、先に述べた6つの条例を用いて行使することが多い。なぜなら、ほとんどの警察官においてコモン・ローによる捜索の要件に関する知識があやふやだからである。

B 条例に基づく捜索

上述したように、捜索を前提としない停止・抑留の条例が存在している。そのため、警察が捜索を前提としない条例に基づき人を停止させ、抑留した後、捜索の必要が生じたとき、捜索を可能とする条例を根拠に切り換えて捜索を行うことがある。たとえば、道路交通条例第43条(1)(a)に基づき、警察が道路上の自動車を停止させ、運転者に対して免許証の提示をさせただけで、職務質問する。その際に、運転者が警察の質問に対して意味不明な回答をし、警察は運転者が危険薬物を使用したのではないかと「疑う理由」が生じた場合、現在根拠としている条例を危険薬物条例に切り換え、運転者の身体およびその自動車に対して捜索を行うことがある。なお、身体捜索を行う場合、警察一般指令（PGO）第44-4-3²⁹により、身体捜索をするためにやむを得ず被疑者の衣服を脱がさなければならない場合、または被疑者のプライバシーを保護する必要がある場合、捜索は警察署、もしくは他人に見られない場所で行わなければならない。また、警察一般指令（PGO）第44-4-1³⁰規定により、身体捜索において、男性警察官は女性の被疑者に対して身体捜索してはならない。女性の被疑者に対する身体捜索は女性警察官しか行い得ない。

身体捜索の方法については、警察マニュアル第7-48条によって規定されている。まず、①「フリスク捜索法（The Frisk）」³¹である。手順として、(a)被疑者の両足を開かせ、両手を頭より上に高く上げることを命じ、そして、(b)警察官は被疑者の背後（襲われにくい場所）に立ち、(c)警察官の片足を被疑者の両足の真中に入れ、被疑者が逃走し難いようにする。(d)被疑者にこれから身体捜索を行うことを知らせる。(e)被疑者の頭から下へ捜索する。すなわち、頭、服の襟、両肩、脇下、背中、あばら、腰、両足の側面、ズボン、ポケットなどを触れながら捜索を行う。もうひとつは、②「ウォール捜索法（The Wall Search）」³²である。この捜索方法は、凶暴な被疑者または、攻撃性の武器を所持している疑いのある被疑者にのみ行う身体捜索法である。手順は、(a)被疑者の両手をまっすぐに上げて、壁またはその他の場所（例えば、車の側面や、電信柱など）につけ、両足を大

きく開いて、できるだけ壁から離れて立つことを命じる。(b) 警察官は被疑者の背後（襲われにくい場所）に立ち、身体捜索を行う。以下の捜索方法は①の「フリスク捜索法」と同様の方法で行う。

これらの身体捜索の終了後に、身体捜索を行った警察官および立ち会った警察官は、直ちに身体捜索の内容、捜索の日時、場所、捜索の理由、被疑者の名前、年齢、住所などの情報を警察手帳に記録しなければならない。この身体捜索によって何も発見されなかった場合は、警察官は被疑者に対して先の警察官が記録した身体捜索内容に署名を求めることができる。しかし、これは強制ではない³³。

4. 建物に対する捜索

A 無令状による建物の捜索

香港では警察の建物内の捜索に関しても、建物外の捜索と同様、無条件にそれを許す成文法の規定は存在していない。また、警察一般指令（PGO）第44-03条³⁴により、警察は合法的な権限がなければ、もしくは、建物所有者、または居住者の許可がなければ、建物内に入り、捜索を行うことができない。つまり、建物に対する捜索は、特定の要件を備えているか、または、治安裁判官の発布した捜索令状がなければ、建物内の捜索は違法となる。

(1) コモン・ローにおける無令状による建物捜索

まず、特定の要件を備えている場合とは、コモン・ロー上では、1981年英国高等裁判所女王座法廷における *Swales v Cox* 事件判決³⁵が示しているように、凶悪犯罪の発生を阻止するため、または、凶悪犯罪の被疑者を現行犯逮捕するため無令状で建物に入る必要のある場合である。この場合、私人も警察と同様、建物に入ることができる。また、1982年英国高等裁判所女王座法廷における *McLorie v Oxford* 事件判決³⁶によれば、警察が被疑者を逮捕後に、被疑者宅を捜索することができる。しかし、これは被疑者逮捕と同時にしなければならない。

(2) 条例における無令状による建物捜索

成文法上の無令状による建物内の捜索は次の4つの条例によって規定されている。まず、①警察隊条例第50条(3)(4)(6)³⁷により、警察は、凶悪犯罪に限定されず、犯罪の被疑者を逮捕するため、警察は被疑者が建物内にいるという「疑う理由」があれば、建物内に入ることができる。もっとも、住民の任意の同意がある場合、または住民の同意がなくとも建造物の所有者の同意がある場合は、建物に対する捜索は可能である³⁸。②警察は、児童および青少年保護条例第16条³⁹により、警視総長または、社会福祉局局長の事前の許可があれば、児童および青少年を保護するため、建物に対して捜索を行うことができる。③危険薬物条例第52条(1)(e)⁴⁰により、警察が建物内に危険薬物があると疑う理由があるが、直ちに危険薬物を押収するための令状を申請する余裕がない場合、警察が直ちに危険薬物を押収するために無令状で建物内に入り、捜索を行うことができる。④刑法条例

(CRIMES ORDINANCE) 第152条¹¹により、警視の事前の許可があれば、性犯罪の捜査のために、建物内に入り、捜索を行うことができる。

B 令状による建物の捜索

建物内の捜索権を得るためには、治安裁判官 (Magistrates) に捜索令状を請求するのが原則である。捜索令状には、誰に対し、何処を捜索するかについて厳密に記載されている。

警察隊条例第50条(7)¹²は、治安裁判官が、何人を問わず、宣誓つきの請求に基づき、何らかの建物、船舶 (軍艦、もしくは軍艦の地位を有する船舶を除く) の中に犯罪捜査にとって重要な新聞、書物またはその他のものが存在すると疑うに足りる合理的な理由があると判断するとき、宣誓した者に捜索令状を発布することができる旨、規定している。宣誓文は次の通りである。「私は全能の神に誓う (または私は誠心誠意誓う)。私が知っている情報、信じている情報を正確に貴方に知らせる。情報の資料が貴方の面前にある。これは私の署名である¹³ [文書の署名の部分を指さす]」。実務上は、「何人かの宣誓請求」といっても、私人がそれを請求することはまずなく、警察官、汚職調査委員会職員、税関局職員、出入国管理局職員に限られている。

捜索令状は、被疑者の身分、被疑者の被疑事実、建物の場所および捜索の目的、捜索する証拠物を記載しているので、捜索担当の警察は、それを十分理解した上で、権限を行使しなければならない。警察マニュアル第15-12条¹⁴により、警察は令状による建物を捜索する際に、令状に規定している「捜索する証拠物」以外のもの、すなわち、その他の犯罪証拠を発見した場合、警察はその犯罪証拠を押収することができる。さらに、その犯罪証拠にかかわる人を逮捕することもできる。しかし、この警察マニュアル第15-12条は、ひとつの捜索令状を用いて、被疑者の別件の犯罪捜査をすることはできないと規定している。例えば、偽札の捜索を目的としているが、十分な証拠はないため、別の捜索令状を得て、建物の捜索を行った場合、たとえ、偽札を押収することができても、証拠にはならない。しかし、例えば、警察が違法なポルノ雑誌の摘発を目的とした捜索令状で建物を捜索している際に、たまたま偽札を発見した場合は、警察は当該偽札を押収して、当該偽札に対する捜査をすることが許される。もともと両者の区別は困難である。

捜索令状の執行方法については、警察マニュアル第15-35条¹⁵により、すべての警察官は、警察隊条例第50(7)条によって発布された令状を執行することができる。そして、警察マニュアル第15-36条¹⁶により、令状を執行する警察官は、①捜索を行う前に建物内の人に自分が警察であることを示さなければならない、②令状捜索を執行する警察官が制服警察官でない場合は、警察証明書を建物内の人に提示しなければならない、③捜索令状の原本を所持し、建物内の人に現在警察官が持っている令状は複写ではないことを示す、また、捜索終了時に、必要があれば、建物内の人に捜索令状の原本の内容を確認させることができる、④捜索の権限および目的を説明できるように捜索の状況を十分に認識しておかなければならない、と規定している。捜索担当の警察官は以上の規定に従わなければ、犯罪証拠が得られても、後の裁判において証拠物の証拠能力が争われることになるで

あろう。

実務上では、香港警察は搜索令状による搜索をあまり用いず、多くは先に述べた特定の要件を備えている場合に警察独自の判断で行うことのできる搜索方法が用いられている。香港においては、警察が確実に裁判官から令状を得ることができると考える場合にしか搜索令状による搜索は用いられない。

II 英国との比較

1. 停止・抑留・搜索

(1) 日本における紹介

英国警察における停止、抑留、搜索の要件について、日本において森雅仁氏の次の紹介がある。「搜索は、警察官が盗品又は禁制品を発見するであろうとの嫌疑につき合理的根拠を有する場合においてのみ行うことができる（PACE 第1条第3項）。PACEは、停止の権限行使につきこのような嫌疑の合理的根拠を有するか否かにつき触れていないが、規範Aにより、少なくとも、人又は車両をその意に反して停止、抑留するには、これが必要であるとされている。すなわち、警察官は、その責務を遂行する過程において、相手を抑留せず、また、強制に至らない限りにおいて、この者に話しかけ又は質問することができる（規範A para. 1. 6）とした上で、搜索の要件を発見するために人を停止又は抑留することは許されず（規範A para. 2. 1）、また、嫌疑の合理的根拠（これが存在しなければ、搜索もそれを行うための抑留も違法となる。）を抑留中の取調べにより事後的に入手することは許されない（規範A para. 2. 3）とされ、さらに、嫌疑に関し予感・直感をもった警察官は、対象者を監視し又は話しかけることはできるが、警察官が強制権限を行使するには、その行使に先立ち、合理的な嫌疑を有していることを要する（規範A附則B1）とされている。したがって、任意の質問である限り、それにより嫌疑の合理的根拠を得て、搜索を行い、その間、搜索のため抑留することは許される。なお、準備的質問は不要な場合もありえるが、一般的には、不要な搜索を防止するためにも簡単な会話は望ましい（規範A指針2A）とされる。」と述べている⁴⁷。

そして、「合理的な嫌疑」の判断基準については、次のように紹介している。『合理的嫌疑』については、規範A附則Bにその判断基準に関する指針が定められているが、それによれば、これは、証明 proof の問題に関するものではなく、あくまで嫌疑に関するものである（確信 certainty あるいは合理的疑いをさしはさむ余地のない程度の嫌疑 beyond reasonable doubt までは必要とされない。）とされるが、『ただの嫌疑（mere suspicion 予感、直感であり、客観的な第三者には説明、正当化のできないものとされる。）』と異なり、事実に基づくことを要し、特定の個人に関する警察官の嫌疑を基礎づける何らかの具体的な根拠がなければならず、それは、客観的な第三者にも評価さ

れうるものでなければならないとされる（規範A附則B1）。また、合理的嫌疑は、対象者の所持品（現に目撃した場合のみならず、所持の嫌疑のみの場合も含む。）の性質、時間、場所、対象者等の挙動その他の事情により生ずるが、合理的嫌疑の基礎となる事実（上記の事情の総合されたもの）は、対象物が発見されるという蓋然性（likelihood）を示すものでなければならない（ただし、この事実と蓋然性との関係は、一般人が認める程度であることまでは必要とされず、注意深い警察官が認めうるものであればよい）、さらに、警察官は、この蓋然性を認めようとする場合には、その当時に現認した状況のみならず、事前の知識、情報等（その者の一定の状況における挙動についての事前の知識、被疑者の人相に関する情報等）を考慮することもできるとされる（規範A附則B2）。ただし、その者の犯行の可能性が単に平均的なものより高いということ（例えば、その者が、特定の犯罪を行うことが一般的な集団に属している、特定の人種である、特定の服装、髪型、前科等をもつ等の事実）だけでは合理的根拠とはいえない（規範A附則B3）。⁴⁸。

また、森雅仁氏は、停止、抑留、捜索に関する PACE Act 1984 以外の法律についても、簡単な紹介をしている。すなわち、「PACE 第1条は、停止及び捜索についての一般的な権限を規定するが、これ以外にも多くの個別の制定法によるこの種の権限が存在し、その主要なものは、実務規範A附則Aに掲げられている。これらのうち、首都警察における教養等《教養とは、研修のことか》において、PACEの権限と同様の重要性を付与されているのが、銃砲法（1968年）及び薬物誤用法（1971年）による権限であり、その概略を紹介することとする。①銃砲法第47条……《以下略す》……嫌疑につき合理的理由を認める者に対し、警察官が取り調べるために、当該銃砲又は実砲の提出（hand over）を命ずることができるとされ、この命令に応じないことは犯罪とされる。……《以下略す》……警察官は、公共の場所にある車両に銃砲が積載され、又は、車両が上記の犯罪に関連して公共の場所以外で使用されようとしていると疑う合理的理由を有する場合は、当該車両の捜索を行うことができ、当該捜索のために、その車両の運転者又は管理者に停止を命ずることができる。《以下略す》。②薬物誤用法第23条……《以下略す》……警察官は、本法又はこれに付随する規範に違反して規制対象薬物を所持していると疑う合理的根拠を有する場合は、……嫌疑ある者を捜索し、その間、この者を抑留すること……《以下略す》……薬物が発見されると疑う車両又は船舶を捜索し、そのために当該車両等を管理すると認める者にその停止を命ずること《以下略す》と紹介している⁴⁹。

(2) 香港との比較

以上のように、森雅仁氏は、英国警察に与えている被停止者に対する捜索権限およびそれらの権限を行使する際の要件について、いくつかの法律が存在していることを紹介している。すなわち、PACE Act 1984に基づく捜索の要件として「合理的な嫌疑」が、銃砲法に基づく捜索の要件として「嫌疑につき合理的理由」が、薬物誤用法に基づく捜索の要件として「疑う合理的根拠」が必要であるとされている。しかし、「合理的な嫌疑」、「嫌疑につき合理的理由」、「疑う合理的根拠」のそれ

ぞれの内容および相互関係までは述べていない。筆者によれば、英国警察における搜索権の主な行使権原は5つに類型化することができる。すなわち、①「合理的な嫌疑」に基づくもの、すなわちPACE Act 1984である。これはもっとも一般的なものである。PACE Act 1984第1条により、警察官が盗品または禁制品を発見するため、「合理的な嫌疑」があれば、人、車両などを停止させたうえで、搜索を行うことができる。②「疑う合理的な理由」を要するもの、すなわち1968年銃砲法(Firearms Act 1968)である。同法第47条⁹⁾により、警察は「疑う合理的な理由」があれば、次の場合、人または車両に対して停止および搜索を行うことができる。実弾の有無に関わらず、公共の場所で拳銃を所持している場合、もしくは、同条の規定する特定の犯罪を公共の場所以外の場所で、現に行っている、または行おうとしている場合である。③「疑う合理的な根拠」を要するもの、すなわち1971年麻薬乱用法(Misuse of Drugs Act 1971)である。同法第23条(2)¹⁾により、証拠収集のため警察が「疑う合理的な根拠」を有する場合は、次の者または車両および船舶に対して、麻薬を発見するために、停止させ搜索を行うことができる。(a)麻薬を所持している嫌疑がある者、(b)麻薬を運搬している嫌疑がある車両および船舶。④「合理的な確信」を要するもの、すなわち1994年刑事司法および公安秩序法(Criminal Justice and Public Order Act 1994)および1997年危険物法(Knives Act 1997)がある。これら2法によって、英国警察における停止、搜索の要件が緩和されたことから、これらはPACE Act 1984における警察の権限に対する若干の補強をしたものと考えられる。まず、1994年刑事司法および公安秩序法第60条²⁾により、警部もしくはそれ以上の階級を有する警察幹部は、次の場合において、合理的な確信があれば、24時間を超えない期間内に、人または輸送機関に対して停止および搜索を行うことができる。(a)当該警部またはそれ以上の階級を有する警察幹部が管理している範囲内で、重大な暴力事件が発生する恐れがありかつそれらの発生を防止する必要がある場合、(b)当該警部またはそれ以上の階級を有する警察幹部が管理している範囲内で、正当な理由なしに危険な道具あるいは攻撃性のある武器を所持していると合理的に確信する場合である。そして、1997年危険物法の第8条³⁾にも、1994年刑事司法および公安秩序法と同様の要件の下で、警察に停止および搜索の権限を与えている。すなわち、重大な暴力事件が起きるかもしれないという合理的な確信があれば、また、何人が正当な理由なしに、危険な道具あるいは攻撃性のある武器を所持しているという合理的な確信があれば、その者または輸送機関を停止させた上で、搜索を行うことができる。⑤要件を必要としないもの、すなわち1989年テロリズム防止法(Prevention of Terrorism Act 1989)である。これは、英国における北アイルランドのテロ事件に対する早期発見および抑制のため、警察の停止、搜索権限を最大に補強したものと考えられる。同法第13A条⁴⁾は、すべての警察官に次の権限を与えている。(a)テロ防止のため、すべての輸送機関を停止させること。そして、(b)本条が適用されているテロ行為の実行、準備、または扇動と結びついた目的に用いられる種類の物を発見するため、すべての輸送機関、その運転者、または乗客を搜索すること。すなわち、警察がテロ行為を防止し、または、テロ行為に結びつく物品を発見するために、警察は

無条件で人を停止させ、捜索を行うことが許されている。

これらの法律内容および関係について、若干の検討を行うならば、②、③は、PACE Act 1984以前の法律で、PACE Act 1984以後も存在していることから、香港の「疑う理由」と同様なものであって、「合理的な嫌疑」より緩やかな要件しか求めていないと考えられる。④は (iv) 香港の公安条例の「合理的な嫌疑」と同じものであるから、③と同じことがいえる。⑤に当たるものは香港にはない。

また、英国の出入国管理法は、香港警察に市民の身分証明書を確認するための停止、抑留する権限を与える規定が存在する香港の出入国管理法と異なり、英国警察に対して、そのような権限を与えてはいない。その原因は、社会環境の差異にあると考えられる。香港の中国返還後の今日においても、毎日多くの中国人密入国者が危険を負いながら中国大陸側から山を越え、または海を渡って香港にやってくる。そして、中国人密入国者が一旦香港境内に入った場合、発見することは非常に困難である。香港の住民の七割以上が中国系住民なので、密入国者と区別することが事実上困難だからである。

2. 建物外の捜索

英国において、捜索できる場所は、PACE Act 1984の第1部第1条および実務規範により与えられている。具体的な紹介が、森雅仁氏によってなされている。森雅仁氏は、「PACEに規定されている路上等における停止及び捜索の権限によれば、警察官は、公共の場所で、盗品又は禁制品の発見の目的のために、人又は車両を停止し (stop)、抑留し (detain)、捜索する (search) 権限を有する。」⁵⁵と述べている。また、停止、捜索権限を行使できる者については、「権限行使の主体は、警察官であるが、制服を着用していない警察官は、捜索に着手する前に、その身分を証明する文書を呈示しなければならない (ただし、人の現在しない車両の捜索についてはこの限りでない。PACE 第2条第2項第1号、規範 A para. 2. 5)。」と述べ、そして、権限行使のできる場所については、「停止及び捜索の権限は、警察官が、当該権限を行使しようとする時点において次のいずれかに該当する場所において行使することができる (PACE 第1条第1項)。ア 公衆又はその一部 (the public or any section of the public) が、権利として又は明示・黙示の許可により立入ることができる場所 (料金を支払うか否かを問わない)。イ その他、人 (people) が容易に立入ることができる場所 (ただし、住居を除く。) ただし、対象の人又は車両が、住居 (dwelling) に付属しかつ当該住居のために使用される庭等に存在する場合は、原則として、捜索を行うことはできず、当該警察官において、次のいずれかに該当すると信じる合理的な根拠を有する場合においてのみその捜索を行うことができる (PACE 第1条第4項、第5項)。ア 対象者 (捜索の対象が車両である場合は、対象車両の管理者) が当該住居の居住者でないこと イ 対象者 (同上) が当該住居の居住者の明示又は黙示の許可によりその場所に現在するものではないこと」と述べている⁵⁶。以上のように英国警

察において、建物外の搜索のできる場所とは、原則として人の住居以外の場所である。すなわち、路上、公共の場所またはその一部、およびその他の人が容易に立入できる場所と限定されていることから、香港警察における建物外の搜索規定とほぼ同様である。

3. 身体搜索

また、英国警察における身体搜索について、森雅仁氏は、「人の身体の搜索については、公共の場で着衣を脱ぐことを対象者に求めてはならない（ただし、外套、上着及び手袋についてはこの限りではない。）とされているが（第2条第9項第a号）、近辺に警察署、警察車両等、公共の目につかない適切な施設等がある場合は、そこでそれ以上の搜索を行うことができるほか、警察官は対象者に、自発的に外套等以上の着衣を脱ぐように求めることができるとされている。ただし、それ以上の搜索（a more thorough search 規範Aにおいては、ティーシャツ、帽子等を脱ぐことを要求する搜索が例示されている。）は、それを行うことが必要であるとの合理的根拠がある場合においてのみ、上記のような公衆の目の届かない場所で、かつ、外套・上着・手袋・帽子・靴以上のものを脱がせる場合は同性の警察官が異性の者のいない場所で行わなければならないとされている（規範A para. 3. 5, 指針3A）。……《以下略す》……筆者の面接した首都警察の警察官によれば、上記の規範の例示にもかかわらず、被疑者の下着を脱がせるような搜索が行われているとのことである（なお、筆者の面接した範囲においては、下着を脱がせるような搜索について異議を主張したのは学者1人だけであった。）と述べている⁵⁷。このように英国警察実務規範による身体搜索は、香港警察内部実務規範による身体搜索とほぼ同様の内容である。

4. 搜索後の記録化

英国警察における搜索後の記録化についても、香港と同様である。森雅仁氏は、「搜索（PACE第1条のみならず他の制定法の権限によるものも含まれる。）を行った警察官は、実行可能でない場合を除き、当該搜索に関する書面の記録を作成しなければならないこと（第3条第1項）」と述べ⁵⁸、そして、搜索後に記録すべき内容について、「(i) 対象者の氏名（氏名が判明しない場合は、その者を特徴づける事項） 対象者が、白人、アフリカ系カリブ人、アジア人である場合はその旨 (ii) 当該搜索の目的 (iii) 当該搜索の根拠（なお、これについては、対象者の行動又はその他の状況を具体的に指摘し、対象者に嫌疑を抱いた理由を明確にしなければならないとされる（規範A para. 4. 7）) (iv) 搜索を行った日時、場所 (v) 当該搜索に関連して発見された物の有無及び発見された物 (vi) 当該搜索の結果生じた、人又は財物に対する損害の有無及び内容 (vii) 当該記録を作成した警察官及び当該搜索に関与した警察官の識別に関する事項 (viii) 車両を搜索した場合は、当該車両を特徴づける事項」と述べている⁵⁹。

5. 建物内の捜索

(1) 日本における紹介

英国警察における建物内の捜索については、鯨越溢弘教授と森雅仁氏が紹介されている。まず、鯨越溢弘教授は、「警察は令状なしに住居に立ち入る広範な権限も与えられております。警察は、例えば、被疑者を逮捕するために住居に立ち入ることができます。警察が逮捕可能な犯罪につき被疑者を家の外で逮捕した場合に、もし、被疑者を逮捕する理由となった犯罪、または、同種の他の犯罪に関する証拠が家の中に存在すると信ずべき合理的な疑いが存在する場合には警察官は家の中に立ち入り、捜索することができます。」と述べ、捜索令状については、「令状に基づいて、家屋に立ち入る権限は法律によって規定されています。この令状は……《以下略す》……治安判事、または、一定の状況のもとでは巡回裁判所判事によって発せられます。……《以下略す》……さらに、1984年警察及び刑事証拠法は、一般的に証拠を捜すための令状を、(裁判所が)発しうることを規定しております。」と述べている⁶⁰。

また、森雅仁氏は、「家宅等に対する立入及び捜索権限については、これらのPACEによるものほかに、制定法又はコモン・ローにその根拠を有するものもあり、前者については、現在約50の権限(薬物、銃砲、テロ等に関するもの)が存在し、後者については、治安暴乱罪を処理し又は防止するための立入及び捜索権限が唯一のものである(PACE第8条第5項、第17条第5、6項)。また、相手方の同意、承諾による捜索もかなり広範に認められている。」と述べ、また実務において、令状を得ずに、同意による建物内の捜索については、自己の見聞に基づき、次のように述べている。「筆者の見聞したところによれば、頻繁でないようであるが、例えば、警察署に任意出頭した者が同意した場合に、警察官がこの者の自宅まで同行して『同意による捜索』が行われることもある(ただし、このような運用については、警察間の格差がかなりある。)とのことであり、また、文献においても、逮捕の際及び逮捕後の捜索については無令状の広範囲な権限が認められている(すなわち、同意を得る必要がない。)が、逮捕に先行して行う捜索、第三者の家宅等に関する捜索に関しては、同意は重要であり、同意が得られない場合は令状によりこれを行うほかない(M. Haley 前掲書)とするものもあり、我が国におけると異なり、英国では、相手方の同意による立入及び捜索を行うことがかなり広く認められているようである。」⁶¹。

令状による建築物の立入捜索は、森雅仁氏は、「警察官の家宅等に対する立入及び捜索を許可する令状は、治安判事が発布するものと巡回裁判官が発布するものがあり、警察の捜査権を及ぼそうとする対象が個人等の秘密に関するものである場合は後者により、それ以外の場合は前者によることとされている。また、後者は、裁判官による提出命令の手続によることが原則とされ、一定の要件がある場合においてのみ令状による捜索が可能となる。なお、個人等の秘密に関する資料については、警察の捜査権が全く及ばないものもある。なお、令状の発布手続及びその執行については、PACE第15条、第16条に規定されているが、これらの規定は、他の制定法による警察官の家宅

等への立入及び搜索を許可する令状にも適用され、令状による家宅等に対する立入及び搜索はこの2ヶ条の規定に従わない場合は違法とされる。治安判事又は巡回裁判官に対する令状の請求は、*ex parte*（他方当事者の出席なしで。すなわち、搜索を受ける相手方の出席を要しない。）に行われ、警察官は、請求を基礎付ける書面を提出し、宣誓の上、治安判事等の質問に答えなければならない。」と述べている⁶²。

(2) 香港との比較

このように鯉越溢弘教授は、英国における令状による建物内の搜索と無令状による建物内の搜索との関係について、すなわち、実務上、警察がいかなる基準に基づきどの方法を選択し、建物内の搜索を行うのかについては言及していない。これに対して、森雅仁氏は、英国における建物内の無令状搜索について相手方の同意による搜索も広範囲に認められていることについて言及している。相手方の同意さえあれば搜索を行うことができることは、香港警察内部実務規範の規定する無令状による建物内の搜索の要件と同様である。しかし、英国においても、相手方の同意がなくても実行できる無令状搜索も存在している。筆者が英国シェフィールド大学（University of Sheffield）Ken W Lidstone 上級講師（刑事証拠法担当）に会って聞いたところでは、英国でも香港同様、ケースによっては必ずしも相手方の同意が必要とは限らない。たとえば、①コモン・ローが規定している治安の破壊を防止または処理するため、②PACE Act 1984第17条が規定している逮捕可能な犯罪およびその他の犯罪の被疑者が建物内にいると信じる合理的な理由がある場合、あるいは、③人の生命または財産を守る必要がある場合において、当該被疑者を逮捕するため、たとえ建物の所有者または居住者の同意がなくても搜索を行うことができる。もちろん、英国でも香港と同様、警察がこの搜索権限を執行する前に、建物の所有者または居住者に対して、何のために搜索を行うのか、搜索の目的などを説明し、適当なコミュニケーションをとる必要がある。

むすびにかえて

本稿においては、以下のことを明らかにしようとした。まず第一に、香港警察における逮捕前強制捜査権限の強大さである。この権限の強大さは、香港警察の日常業務である停止、抑留、職務質問、コンピュータ検索、搜索にかかる法的根拠およびその実際上の実務からみることができる。すなわち搜索を前提としない停止および抑留については、ほとんどの場合、当該警察官の主観で判断することが許されている。また実際に、警察官が搜索を前提としない停止・抑留権限を行使した場合においても、その後における職務質問に際して当該警察官が搜索の必要が生じたと考えた場合、当初の停止および抑留に関する条例とは別の条例、つまり当該事例において搜索を可能とする条例に切り換えれば、被停止者に対して搜索を行うことができる。なお建物内における搜索の場合においては、治安裁判官から令状を得た上で搜索を行うのが原則である。しかしコモン・ローまたは建

物内の捜索に関する各条例により、無令状による建物内の捜索権限が警察に与えられているため、実務上は、無令状による建物内の捜索が、香港においては一般的である。

第二に、英国および香港を含めたコモン・ローを基軸とする国々・地域の司法システムの構造について検討する際の分析方法の問題である。すなわち、香港および英国における警察権限についての日本における研究は、そのほとんどが警察に権限を与えている成文法に注目している。しかしこのアプローチでは、コモン・ローを基軸に据えた法システムにおける法運用について、十分な理解に到達することはできない。つまり英国および香港など、コモン・ローをとっている国・地域の警察権限は、一つの成文法に基づくものではなく、複数の成文法の存在およびコモン・ローから構成されているため、単に一つ、二つの成文法を理解しただけで、警察権限の全てを理解することは不可能である。またコモン・ローは、成文法の不十分な部分を常に補充するものである。つまり既存の法律が新たな犯罪に適用し得ない場合、コモン・ローはそれを補充し、犯罪として構成することも可能である。たとえ、自国の判例の中に適用する内容がなくても、その他のコモン・ローの国・地域の判例を参照することもできる。なお、コモン・ローは、その国・地域の歴史、風俗慣習に伴って発展するものであることから、コモン・ローの十分な研究を行うためには、その研究対象たる国の司法システムを研究する前に、その国・地域の歴史、風俗慣習を十分に理解しなければならない。さらに、これらの国・地域の刑事司法および警察権限は、非常に実務的な法律にその根拠を求めているために、実務の研究が必要不可欠である。

今後の課題として、まず、逮捕および逮捕後の警察権限に関する検討がある。香港警察の権限の強大さは、停止、抑留、捜索のみならず、それらに続く被疑者の逮捕においても確認することができる。一方、逮捕後の手続は、対照的に日本と比べると非常に多くの制約が警察に加えられている。逮捕および逮捕後の警察権限についての比較検討は、次なる場に譲ることにしたいと思う。

注

- 1 香港特別行政区基本法は、中国語表記と英語表記の二種類を有する。以下では関連条文を英語表記で紹介する。Article 8. The laws previously in force in Hong Kong, that is, the common law, rules of equity, ordinances, subordinate legislation and customary law shall be maintained, except for any that contravene this Law, and subject to any amendment by the legislature of the Hong Kong Special Administrative Region. (第8条 香港在来の法律、即ち普通法・衡平法・条例・附属立法と慣習法は、本法と抵触し或いは香港特別行政区の立法機関が改正したものを除き、留保する。) 以上の日本語訳は宮坂宏編訳『増補改定現代中国法令集(第1版)』(専修大学出版局1997年)498頁によった。
- 2 英国法律香港適用条例について、宮園司史氏(当時在香港日本領事館領事)は、次のように述べている。「香港の法は一般的にイングランド及びウェールズの法に倣っており、1966年に制定された『英国法の適用に関する法令(The Application of English Law Ordinance)』は、第3章において『英国コモン・ロー及び均衡法は香港の環境及び住民に適合する限り、その環境に従って修正された上で適用される。』と規定している。他方、香港内には立法機関としての立法評議会が設けられており、英国法によらずに、香港内の独自の法律として制定されたものも多数存在する。」と。(宮園司史「香港の警察」警察学論集48巻5号94頁(1995年))

- 3 Sunny Cheung Man Kwan 「香港警察の組織」岡山大学大学院文化科学研究科紀要10号204頁 (2000年)
- 4 Problems and Prospects, Police Powers in Hong Kong., 1993, at 1.
- 5 Report on Arrest[Topic 25], The Law Reform Commission of Hong Kong, August 1992
- 6 《 》は筆者による補足である。引用部分の漢数字を適宜アラビア数字に変更している。本稿において英国とは、イングランドおよびウェールズを意味する。
- 7 Gary N Heilbronn, Criminal Procedure in Hong Kong, Second Edition., 1995, at 20.
- 8 Kenlin v Gardiner [1967]2QB510
- 9 Albert v Lavin[1982]AC546
- 10 54 (2) If a police officer finds any person in any street or other public place, or on board any vessel, or in any conveyance, at any hour of the day or night, whom he reasonably suspects of having committed or of being about to commit or of intending to commit any offence, it shall be lawful for the police officer—(a) to stop the person for the purpose of demanding that he produce proof of his identity for inspection by the police officer ; (b) to detain the person for a reasonable period while the police officer enquires whether or not the person is suspected of having committed any offence at any time ; (c) to search the person for anything that is likely to be of value (whether by itself or together with anything else) to the investigation of any offence that the person has committed, or is reasonably suspected of having committed or of being about to commit or of intending to commit ; and (d) to detain the person during such period as is reasonably required for the purpose of such a search.
- 11 It shall be lawful for any police officer to stop, search and detain any vessel, boat, vehicle, horse or other animal or thing in or upon which there is reason to suspect that anything stolen or unlawfully obtained may be found and also any person who may be reasonably suspected of having or conveying in any manner anything stolen or unlawfully obtained ; and any person to whom any property is offered to be sold or delivered, if he has reasonable cause to suspect that any such offence has been committed with respect to such property, or that the same or any part thereof has been stolen or otherwise unlawfully obtained, is hereby authorized and if it is in his power, is required to apprehend and detain such offender and as soon as may be to deliver him into the custody of a police officer together with such property to be dealt with according to law.
- 12 For the purposes of this Ordinance a police officer or a member of the Customs and Excise Service may— (a) stop and search any person, and search the property of any person, if—(i) such person is arriving in or about to depart from Hong Kong ; (ii) the officer or member has reasonable ground for suspecting that such person has any arms or ammunition or imitation firearm in his possession ; or (iii) such person is found in any vessel, vehicle, train, aircraft, premises or place in which any arms or ammunition or imitation firearm are found ; and (b) on any such occasion, seize and detain— (i) any arms or ammunition or imitation firearm which he may find and in connection with which he has reasonable grounds to suspect that an offence under this Ordinance has been, is being or is about to be committed ; and (ii) any thing which appears to him to be or to contain evidence that such an offence, or an attempt thereat, has been committed.
- 13 (1) Where a police officer or a member of the Customs and Excise Service has reasonable ground for suspecting that any arms or ammunition or imitation firearms are in a vehicle in a public place or that a vehicle in any place is being or is about to be used in connection with the commission of an offence under section 18 or 19 he may— (a) search the vehicle, and for that purpose may require the person driving or in control of it to stop the vehicle ; (b) on any such occasion, seize and detain— (i) any arms or ammunition or imitation firearm which he may find and in connection with which he has reasonable grounds to suspect that an offence under this Ordinance has been, is being or is about to be committed ; and (ii) any thing which appears to him to be or to contain evidence that such an offence, or an attempt thereat, has been committed. (2) A police officer or a member of the Customs and Excise Service may enter any place for the purpose of exercising any power conferred by subsection (1).
- 14 (1) For the purposes of this Ordinance, any police officer and any member of the Customs and Excise Service may—(a) stop, board and search any ship, aircraft, vehicle or train which has arrived in Hong Kong (not being a ship of war or a military aircraft), and remain thereon as long as it remains in Hong Kong ; (b) search any person arriving in Hong Kong or about to depart from Hong Kong ; (c) search any thing imported into or to be exported from Hong Kong ; (d) stop, board and search any ship, aircraft, vehicle or train if he has reason to suspect that there is therein an article liable to seizure ; (e) without a warrant issued under subsection (1E) where it would not be reasonably practicable to obtain such a warrant, enter and search any place or premises if he has reason to suspect that there is therein an article liable to

seizure ; or (f) stop and search any person, and search the property of any person, if– (i) he has reason to suspect that such person has in his actual custody an article liable to seizure ; or (ii) such person is found in any ship, aircraft, vehicle, train, place or premises in which an article liable to seizure is found.

- 15 (1) Any person who, without lawful authority or reasonable excuse, has with him in any public place any offensive weapon shall be guilty of an offence and shall be sentenced, on summary conviction or conviction on indictment, in the manner specified in subsection (2). (6) Where a police officer reasonably believes that– (a) an offence against section 18 or 19 has been committed, is being committed or may be committed in any place ; and (b) offensive weapons have been or may be used in the course of the commission of such offence, he may, within the vicinity of such place, stop and search any person in a public place in order to ascertain whether that person has been guilty of an offence against this section. (7) Where a person is convicted of an offence under subsection (1), the court may make an order for the forfeiture of any offensive weapon in respect of which the offence was committed. (8) In this section "public place" (公眾地方) includes a common part of any premises notwithstanding that the public or a section of the public are not entitled or permitted to have access to such common part or such premises.
- 16 (PM)7–06. In considering 'reasonable suspicion', the whims or prejudices of individual police officers are discounted. The police officer forms 'reasonable suspicion' from what he sees and hears. Some examples of when 'reasonable suspicion' is likely to be raised may aid understanding : –(a)At night, a police officer hears shouting and then sees a person running down the street as if he is being pursued.(b)A police officer sees a shabbily dressed youth who is carrying expensive equipment and walking quickly down the street, constantly glancing back as if he is expecting pursuit.(c)A well dressed reasonable man approaches a police officer and tells him that a person whom he points out has just committed an offence.(d)At night, in an expensive residential area, a police officer sees two men loading a car with expensive, unpacked household items. Both men are constantly glancing up and down the street as if apprehensive of detection.(e)A youth, on seeing a police officer, suddenly turns and walks away quickly in the opposite direction, looking back at the police officer from time to time as if he is apprehensive of the officer following him.
- 17 If a police officer finds any person in any street or other public place, or on board any vessel, or in any conveyance, at any hour of the day or night, who acts in a suspicious manner, it shall be lawful for the police officer–(a) to stop the person for the purpose of demanding that he produce proof of his identity for inspection by the police officer ; (b) to detain the person for a reasonable period while the police officer enquirer whether or not the person is suspected of having committed any offence at any time ; and (c) if the police officer considers it necessary to do so–to search the person for anything that may present a danger to the police officer ; and ((2))to detain the person during such period as is reasonably required for the purpose of such a search.
- 18 (1) Where a member of Her Majesty's forces acting in the course of his duty or a police officer reasonably believes that it is necessary for the purpose of preventing, detecting or investigating any offence for which the sentence is fixed by law or for which a person may (on a first conviction for that offence) be sentenced to imprisonment, the member or officer may require any person to produce proof of his identity for inspection, and any person who fails to comply with any such requirement commits an offence and is liable on summary conviction to a fine of \$10000 and to imprisonment for 6 months.(ii) In this section "proof of identity" (身分證明) has the same meaning as in section 17B of the Immigration Ordinance (Cap 115).
- 19 (1) A police officer or the Commissioner may require the production for examination of the driving licence of any person– (a) who is driving a motor vehicle on a road ;
- 20 A person driving a motor vehicle or rickshaw on a road and a person riding a bicycle or tricycle on a road shall stop the same on being so required by a police officer in uniform, or traffic warden in uniform, and any person who fails to do so commits an offence and is liable to a fine of \$2000.
- 21 Carrying and production of proof of identity. (2)A person who is required by subsection (1)to have with him proof of his identity shall on demand produce it for inspection by–(a)any police office ;
- 22 Attorney General v Kong Chung–shing[1980]HKLR533
- 23 PM7–08. The police officer's first action in cases of this nature is to stop the person and, except where he has seen an offence committed, to briefly explain his suspicion. If not in uniform, the officer must properly identify himself by production of his warrant card. The brief explanation by the officer of his suspicion will, with most people, elicit an explanation. If an explanation is not made or the explanation is unsatisfactory, intelligent questions should be asked to

- find out the person's identity and to explain his conduct. If questioning does not produce a satisfactory explanation it may be necessary to search the person to reveal evidence of his identity and his activities. In general, people aged 15 and over are required to carry their Identity Card and to produce it on demand to any police officer in uniform, or a plainclothes officer who produces his warrant card, on request. Immigration Ordinance, Cap.115, s.17c.
- 24 When a police officer is trying to discover whether, or by whom, an offence has been committed he is entitled to question any person, whether suspected or not, from whom he thinks that useful information may be obtained. This is so whether or not the person in question has been taken into custody so long as he has not been charged with the offence or informed that he may be prosecuted for it.
- 25 "You are not obliged to say anything unless you wish to do so but whatever you say may be put into writing and given in evidence."
- 26 FPM44-04. Search of Persons. Apart from searching suspects upon arrest, the police have wide powers to stop, search and detain persons : - (a) Section 54 (1) of Police Force Ordinance, Cap. 232 Section 54 (1) relates to a person who acts in a suspicious manner in a public place. In such cases, an officer may : - (i) stop the person ; (ii) demand and inspect proof of identity ; (iii) conduct limited enquiries (i.e. EPONICS, ROPS and questioning) at the scene of the stop ;
- 27 During stop and search, the suspect shall not be detained for any period of time longer than is necessary for the officer to effect the search and perform EPONICS or ROPS check as appropriate.
- 28 *Lindley v Rutter*[1981]QB128
- 29 A search of any suspect, which involves the removal of clothing worn next to the skin, the removal of which may cause embarrassment, shall only be carried out in the privacy of a police station, a police launch or a location providing equal privacy to the suspect. This type of search shall only be conducted upon the direction of an officer of or above the rank of SGT who shall record in the OB or police notebook details of the reasons, circumstances, time, date and the officers involved in the search.
- 30 A male officer shall not conduct a frisk or a wall search of a female. In the absence of a woman officer, a female shall be escorted to a police station or police launch.
- 31 PM7-49. The police officer should : - (a) tell the suspect to stand with his legs apart and his hands in the air ; (b) stand behind the person, a position from which it is difficult for him to attack ; (c) place one foot between the feet of the suspect so that if he attempts to run away, the police officer may 'hook' one of his legs with his foot ; (d) tell the suspect that he is going to search his clothing ;
- (e) start at the head, working down to the collar, across the shoulders, under the armpits, front, back, sides of ribs and waist, crutch of trousers and each leg feeling for objects. Generally there is no need to extract items from pockets unless there is some bulky otherwise suspicious item. If an officer removes anything from a pocket, he should show it to the suspect before returning it.
- 32 PM7-50. The searching officer should : - (a) tell the suspect to lean forward with his feet well back from the wall and arms outstretched, leaning on to a wall or structure so that he is off balance. The suspect is to keep his hands and feet apart ; (b) stand as for the 'Frisk', except to move closer in to the suspect so that he can prevent an attempt to escape ; (c) search in the same manner as the 'Frisk'
- 33 PM7-51. Having completed the search, a notebook entry should be made giving time, date and place, reason for the search, name, address and age of person searched. If nothing incriminating is found during the search, there is no objection to a request that the person searched sign the notebook stating that he has no complaint. The searching officer may make this request ; however, there is no compulsion at all for the person to comply. If he does not wish to comply, no further request should be made.
- 34 44-03. Search of Premises. A police officer shall not enter any premises for the purpose of a search unless he is legally empowered to do so, or has the consent of the owner or occupier of the premises.
- 35 *Swales v Cox*[1981]2WLR814
- 36 *McLorie v Oxford*[1982]3WLR423
- 37 (3) If any police officer has reason to believe that any person to be arrested has entered into or is in any place the person residing in or in charge of such place shall on demand of that police officer allow him free ingress thereto and afford all reasonable facilities for search therein. (4) If ingress to such place cannot be obtained under subsection (3) it shall be lawful in any case for a person acting under a warrant and in any case in which a warrant may issue but cannot

be obtained without affording the person to be arrested an opportunity of escape from a police officer, to enter such place and search therein and in order to effect an entrance into such place to break open any outer or inner door or window of any place whether that of the person to be arrested or of any other person if, after notification of his authority and purpose and demand of admittance duly made, he cannot otherwise obtain admittance.

38 PGO44-03

39 Any police officer, not being below the rank of sergeant, who is authorized generally in writing for that purpose by the Commissioner of Police, and any person who is authorized generally in writing for that purpose by the Director of Social Welfare, may at all times, without notice, enter and demand to see and interrogate any or all the inmates of any place on land or water which he may have reason to believe is used as a lodging house for prostitutes or as a brothel or in connection with which he may have reason to believe that an offence has been committed under this Ordinance.

40 For the purpose of this Ordinance, any police officer and any member of the Customs and Excise Service may—(e) without a warrant issued under subsection(1E)where it would not be reasonably practicable to obtain such a warrant, enter and search any place or premises if he has reason to suspect that there is therein an article liable to seizure ; or

41 (1) If a police officer of the rank of superintendent or above has reason to suspect that an offence under this Part has been or is being committed in or in respect of or in connection with any premises or place or any vessel, he may in writing authorize any police officer for the purposes of this section.

(2) A police officer authorized under subsection (1) for the purposes of this section, and any other police officer assisting him may— (a) enter, by force if necessary, the premises or place or vessel specified in the authorization and search the same ; (b) search any person found in such premises or place or vessel ; (c) seize and detain anything found in such premises or place or vessel which appears to him to be or to contain evidence of an offence under this Part. (3) No person shall be searched under subsection (2) except by a person of the same sex.

42 (7) Whenever it appears to a magistrate upon the oath of any person that there is reasonable cause to suspect that there is in any building, vessel (not being a ship of war or a ship having the status of a ship of war) or place any newspaper, book or other document, or any portion or extract therefrom, or any other article or chattel which is likely to be of value (whether by itself or together with anything else) to the investigation of any offence that has been committed, or that is reasonably suspected to have been committed or to be about to be committed or to be intended to be committed, such magistrate may by warrant directed to any police officer empower him with such assistants as may be necessary by day or by night—(a) to enter and if necessary to break into or forcibly enter such building, vessel or place and to search for and take possession of any such newspaper, book or other document or portion of or extract therefrom or any such other article or chattel which may be found therein ; and (b) to detain, during such period as is reasonably required to permit such a search to be carried out, any person who may appear to have such newspaper, book or other document or portion thereof or extract therefrom or other article or chattel in his possession or under his control and who, if not so detained, might prejudice the purpose of the search.

43 PM15-15.'I (swear by Almighty God/solemnly, sincerely and truly declare) that the information I place before you is correct to the best of my knowledge and belief and that (pointing to the signature on the information) is my signature.'

44 PM15-12. If premises are being searched under a warrant and police find other articles, not specified in the warrant, which reveal an offence, they may nevertheless seize these articles and either arrest or summons any person connected in the offence with them. This does not mean that an officer can use a warrant for one set of circumstances in the detection of offences under another set of circumstances, e.g. an officer must not obtain a warrant to search premises for obscene books in the full knowledge that he is planning to search those premises for forged currency. However, if whilst searching premises under a warrant for obscene books, police unexpectedly find forged currency it is their duty to seize the forgeries and investigate any connected offence.

45 PM15-35. Subject to paragraph 15-40 and PGO's/FPM 44-08, a Search Warrant issued under Section 50 (7) of Cap. 232, may be executed by any rank of police officer.

46 PM15-36. The police officer executing the warrant should wherever possible have the warrant in his possession and shall : – (a)identify himself to the occupants of any premises he is empowered to search ; (b)produce his police warrant card, if not in uniform ; (c)produce the original Search Warrant if it is in his possession, or otherwise inform the person (s) in the premises that, if so required, the original Search Warrant will be made available for inspection after the search has been completed ; (d)ensure that he has sufficient knowledge of the circumstances surrounding the search to be able

to explain the authority for and purpose of the search.

- 47 森雅仁「英国における捜査手続 2 -1984年警察及び刑事証拠法を中心として-」捜査研究465号68頁 (1990年)
- 48 森雅仁、前掲論文、69頁
- 49 森雅仁「英国における捜査手続 3 -1984年警察及び刑事証拠法を中心として-」捜査研究466号76頁 (1990年)
- 50 Powers of constables to stop and search. (1) A constable may require any person whom he has reasonable cause to suspect - (a) of having a firearm, with or without ammunition, with him in a public place ; or to be committing or about to commit, elsewhere than in a public place, an offence relevant for the purposes of this section, (2) It is an offence for a person having a firearm or ammunition with him to fail to hand it over when required to do so by a constable under subsection (1) of this section.(3) If a constable has reasonable cause to suspect a person of having a firearm with him in a public place, or to be committing or about to commit, elsewhere than in a public place, an offence relevant for the purposes of this section, the constable may search that person and may detain him for the purpose of doing so. (4) If a constable has reasonable cause to suspect that there is a firearm in a vehicle in a public place, or that a vehicle is being or is about to be used in connection with the commission of an offence relevant for the purposes of this section elsewhere than in a public place, he may search the vehicle and for that purpose require the person driving or in control of it to stop it. (5) For the purpose of exercising the powers conferred by this section a constable may enter any place. (6) The offences relevant for the purpose of his section are those under sections 18(1) and (2) and 20 of this Act.
- 51 23. Powers to search and obtain evidence. (2) If a constable has reasonable grounds to suspect that any person is in possession of a controlled drug in contravention of this Act or of any regulations made thereunder, the constable may - search that person, and detain him for the purpose of searching him ; search any vehicle or vessel in which the constable suspects that the drug may be found, and for that purpose require the person in control of the vehicle or vessel to stop it ; seize and detain, for the purposes of proceedings under this Act, anything found in the course of the search which appears to the constable to be evidence of an offence under this Act. In this subsection "vessel" includes a hovercraft within the meaning of the Hovercraft Act 1968 ; and nothing in this subsection shall prejudice any power of search or any power to seize or detain property which is exercisable by a constable apart from this subsection.
- 52 Powers to stop and search in anticipation of violence. (1) If a police officer of or above the rank of inspector reasonably believes-(a) that incidents involving serious violence may take place in any locality in his area, and that it is expedient to give an authorisation under this section to prevent their occurrence, or (b) that persons are carrying dangerous instruments or offensive weapons in any locality in his police area without good reason, he may give an authorisation that the powers conferred by this section are to be exercisable at any place within that locality for a specified period not exceeding 24 hours.
- 53 8. Powers to stop and search for knives or offensive weapons. (1) Section 60 of the Criminal Justice and Public Order Act 1994 (powers to stop and search in anticipation of violence) [See BCP, D1.2.] is amended as follows.(2) For subsection (1) substitute*(1) If a police officer of or above the rank of inspector reasonably believes*(a) that incidents involving serious violence may take place in any locality in his police area, and that it is expedient to give an authorisation under this section to prevent their occurrence, or (b) that persons are carrying dangerous instruments or offensive weapons in any locality in his police area without good reason, he may give an authorisation that the powers conferred by this section are to be exercisable at any place within that locality for a specified period not exceeding 24 hours.
- 54 (3) This section confers on any constable in uniform power- (a) to stop any vehicle ; (b) to search any vehicle, its driver or any passenger for articles of a kind which could be used for a purpose connected with the commission, preparation or instigation of acts of terrorism to which this section applies.
- 55 森雅仁、前掲「英国における捜査手続 2 -1984年警察及び刑事証拠法を中心として-」、66頁
- 56 森雅仁、前掲論文、66、67頁
- 57 森雅仁、前掲「英国における捜査手続 3 -1984年警察及び刑事証拠法を中心として-」、72頁
- 58 森雅仁、前掲論文、74頁
- 59 森雅仁、前掲論文、75頁
- 60 鯉越溢弘「イングランドおよびウェールズにおける警察の役割について」法政理論19巻4号183、184頁

(1987年)

- 61 森雅仁「英国における捜査手続(4)－1984年警察及び刑事証拠法を中心として－」捜査研究467号64、65頁 (1990年)
- 62 「英国における捜査手続(2)－1984年警察及び刑事証拠法 (PACE) を中心として (概説) ー」警察學論集 43巻9号165頁 (1990年)